



栃木県公報

平成25年
3月26日(火)
号外
第24号

目次

規則

○栃木県事務決裁及び委任規則の一部改正..... 1

規則

栃木県規則第九号

栃木県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十六日

栃木県知事 福田 富一

栃木県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則

栃木県事務決裁及び委任規則（平成十二年栃木県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「管理課長」を「会計管理課長」に改め、同条第十三号中「及び第三項」を削り、「管理課長及び会計課長」を「会計管理課長」に改める。

別表第一県民の森管理事務所の項を削る。

別表第二本庁関係共通事項の表二十一の項第三号中「子ども手当」を「児童手当」に改め、別表第二本庁関係特定事項(2)経営管理部職員厚生課の表中「職員厚生課」を「職員総務課」に改め、別表第二本庁関係特定事項(3)県民生活部工くらし安全安心課の表十六の項第一号中「第22条第1項」を「第45条第1項」に改め、別表第二本庁関係特定事項(4)環境森林部環境森林政策課の表中四の項を削り、五の項を四の項とし、別表第二本庁関係特定事項(4)環境森林部環境保全課の表十一の項第十号中「第22条第2項」を「第22条第3項」に改め、同項第十一号中「第22条第3項」を「第22条第4項」に改め、別表第二本庁関係特定事項(4)環境森林部工自然環境課の表に次のように加える。

11 栃木県県民の森 条例（昭和49年栃 木県条例第4号） に基づく事務	1 第6条の3第2項の規定による承認							○			
	2 第6条の4の規定による承認							○			
12 栃木県県民の森 管理規則（昭和49 年栃木県規則第22 号）に基づく事務	1 第2条の規定による承認							○			

別表第二本庁関係特定事項(5)保健福祉部医事厚生課の表一の項第三号及び第四号中「市町村社会福祉協議会（入所施設を管理する市町村社会福祉協議会を除く。）」を「市町村社会福祉協議会」に改め、同項第二十六号を削り、別表第二本庁関係特定事項(5)保健福祉部高齢対策課の表一の項第二十六号を削り、同表一の項第十一号中「第29条第6項」を「第29条第9項」に改め、同項第十二号中「第29条第8項」を「第29条第11項」に改め、同表一の項第三号中「及び第46条第1項」及び「並びに宇都宮市内の事業者」を削り、同項第四号中「及び第3号」を削り、同項第五号中「並びに宇都宮市内の事業者」を削り、同項第二十号中「第115条の10」を「第115条の11」に改め、「並びに宇都宮市内の事業者」を削り、同項第二十一号中「並びに宇都宮市内の事業者」を削り、同項中第二十六号及び第二十七号を削り、第二十八号を第二十六号とし、第二十九号から第四十一号までを二号ずつ繰り上げ、第四十二号及び第四十三号を削り、第四十四号を第四十号とし、第四十五号から第四十八号までを四号ずつ繰り上げ、第四十九号から第五十五号までを削り、同項第五十六号中

「第115条」を「第104条の2」に改め、回号を回項第四十五号とし、回項第五十七号中「並びに宇都宮市内の事業者」を削り、回号を回項第四十六号とし、回項中第五十八号を第四十七号とし、第五十九号から第六十六号までを十一号ずつ繰り上げ、回表十四の項第一号中「第3条第5項」を「第3条第6項」に改め、回表十七の項第二号中「第5条第2項」を「第9条の3」に改め、別表第二本庁関係特定事項⑤保健福祉部才障害福祉課の表一の項第二十六号を削り、回表四の項を次のように改める。

4 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年栃木県条例第27号）に基づく事務	1 第62条第9号及び第10号の規定による認定（児童福祉法第42条及び第43条に規定する児童福祉施設に係るものに限る。）						○	
---	--	--	--	--	--	--	---	--

別表第二本庁関係特定事項⑤保健福祉部才障害福祉課の表九の項中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、第九号を第七号とし、第十号から第二十二号までを削り、第二十四号を第八号とし、第二十五号を第九号とし、第二十六号を第十号とし、第二十七号を削り、回項第二十八号中「徴収等」の次に「（宇都宮市の区域内に係るものに限る。）」を加え、回号を回項第十一号とし、回項中第二十九号を第十二号とし、第三十号から第三十三号までを十七号ずつ繰り上げ、第三十四号を削り、回表十の項中「障害者自立支援法（）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（）」に改め、回項第一号及び第四十八号並びに回表十一の項中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改め、回表十一の項第一号及び第二号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、別表第二本庁関係特定事項⑤保健福祉部才子ども政策課の表一の項第二十六号を削り、回表二の項第二号中「第43条の5」を「第43条の2」に改め、回表四の項を次のように改める。

4 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づく事務	1 第31条第1項第4号、第39条第1項第4号、第56条第2項第6号、第61条第1項第4号、第95条第1項第4号及び第103条第1項第4号の規定による認定						○	
	2 第62条第9号及び第10号の規定による認定（児童福祉法第36条、第41条及び第43条の2に規定する児童福祉施設に係るものに限る。）						○	

別表第二本庁関係特定事項⑤保健福祉部才子ども政策課の表五の項第二号中「第21条の9の4及び第21条の9の5」を「第21条の3及び第21条の4」に改め、回項第三号中「第21条の9第7項」を「第20条第8項」に改め、回表十四の項中「障害者自立支援法に」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に」に改め、回項第一号を削り、回項第二号中「指導」の次に「（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条第1号に規定する育成医療に係るものに限る。以下この項において同じ。）」を加え、回号を回項第一号とし、回項中第三号を第二号とし、第四号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、回表中十七の項を削り、十八の項を十七の項とし、別表第二本庁関係特定事項⑥産業労働観光部才労働政策課の表六の項第一号中「第7条第3項」を「第7条第5項」に改め、回表八の項中「栃木県立職業能力開発校規則」を「栃木県立産業技術専門校規則」に改め、回項第一号中「第7条」を「第9条」に改め、別表第二本庁関係特定事項⑦農政部才経済流通課の表一の項第二号中「及び21」を「、17及び22」に改め、回項中第三十七号を第三十八号とし、第十七号から第三十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十六号の次に次の一号を加える。

17 第54条の2の規定による業務報告書の受理				○			
-------------------------	--	--	--	---	--	--	--

別表第二二本庁関係特定事項(8)県土整備部ク都市計画課の表八の項第一号中

「

	○		
--	---	--	--

」を「

○			
---	--	--	--

」に改め、同表中九の項を削り、十の項を

九の項とし、十一の項から十五の項までを一項ずつ繰り上げ、別表第二二本庁関係特定事項(8)県土整備部ク建築課の表に次のように加える。

11 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)に基づく事務	1 第54条第1項の規定による認定				○		
	2 第54条第3項の規定による通知				○		
	3 第55条第2項の規定による変更の認定				○		
	4 第56条の規定による報告の徴収				○		
	5 第57条の規定による改善命令				○		
	6 第58条の規定による認定の取消し				○		

別表第二二本庁関係特定事項(8)県土整備部サ住宅課の表六の項第十号中「第19条」の次に「(第23条において準用する場合を含む。)」を加え、同項に次の四号を加える。

11 第20条第1項の規定による指定				○		
12 第20条第2項の規定による解除				○		
13 第21条第2項の規定による勧告				○		
14 第22条の規定による改善命令				○		

別表第三一出先機関関係共通事項(1)(2)から(10)までに掲げる出先機関以外の出先機関の表七の項第三号、別表第三一出先機関関係共通事項(2)県税事務所、自動車税事務所、環境管理事務所、森林管理事務所、林業センター、衛生福祉大学校、農業試験場、農業大学校、農業環境指導センター、水産試験場、家畜保健衛生所及び畜産酪農研究センターの表七の項第三号、別表第三一出先機関関係共通事項(3)環境森林事務所、健康福祉センター、農業振興事務所及び土木事務所の表七の項第三号、別表第三一出先機関関係共通事項(5)保健環境センターの表七の項第三号、別表第三一出先機関関係共通事項(6)産業技術センター及び産業技術専門校の表七の項第三号、別表第三一出先機関関係共通事項(7)美術館の表七の項第三号、別表第三一出先機関関係共通事項(8)博物館の表七の項第三号、別表第三一出先機関関係共通事項(9)岡本台病院の表七の項第三号及び別表第三一出先機関関係共通事項(10)がんセンター及びとちぎりハビリテーションセンターの表七の項第三号中「**「中びみ中出」**」を「**「足跡中出」**」に改め、別表第三二出先機関関係特定事項(2)経営管理部ア県税事務所の表一の項第六号中「及び第4項」を削り、別表第三二出先機関関係特定事項(4)環境森林部ア環境森林事務所、環境管理事務所及び森林管理事務所の表六の項第五号中「及び第13条の2第1項」を「、第13条の2第1項及び第13条の3第1項」に改め、同項第六号中「第13条の3」を「第13条の4」に改め、同表十九の項第一号中「37の項」を「39の項」に改め、同表三十七の項を同表三十九の項とし、同表三十六の項第四号中「第22条の8第1項第5号」を「第60条第1項第5号」に改め、同項を同表三十八の項とし、同表三十五の項の次に次のように加える。

36 栃木県民の森 条例に基づく事務	1 第3条第1項及び第3項の規定 による許可		○	○					矢板森林管理 事務所長に限 る。
	2 第4条の規定による許可の取消 し		○	○					矢板森林管理 事務所長に限 る。
37 栃木県民の森 管理規則に基づく 事務	1 第5条の規定による利用の停止		○	○					矢板森林管理 事務所長に限 る。

別表第三二出先機関関係特定事項(4)環境森林部ノ県民の森管理事務所の表を削り、別表第三二出先機関関係特定事項(6)保健福祉部ノ健康福祉センターの表四の項中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改め、同表五の項中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則」を「臨床検査技師等に関する法律施行規則」に改め、同表九の項第一号中「市町村社会福祉協議会」を「町村社会福祉協議会」に改め、別表第三二出先機関関係特定事項(6)保健福祉部ノ保健所の表四十八の項中「障害者自立支援法に」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に」に改め、同項第一号中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改め、同項第四号及び第八号中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改め、「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改め、同項第十一号及び同表四十九の項中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改め、別表第三二出先機関関係特定事項(6)保健福祉部ノ精神保健福祉センターの表一の項中第二十号を第二十八号とし、第十三号から第十九号までを十八号ずつ繰り下げ、第十一号を第二十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

30 第40条の規定による許可	○								
-----------------	---	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第三二出先機関関係特定事項(6)保健福祉部ノ精神保健福祉センターの表一の項中第十一号を第二十八号とし、第四号から第十号までを十七号ずつ繰り下げ、第三号を第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

20 第34条第1項から第3項までの 規定による移送	○	○							
-------------------------------	---	---	--	--	--	--	--	--	--

別表第三二出先機関関係特定事項(6)保健福祉部ノ精神保健福祉センターの表一の項第二号を同項第十八号とし、同項第一号中「(宇都宮市の区域内に係るものに限る。2から4まで、13、15、16及び18から20までにおいて同じ。)」を削り、同号を同項第十七号とし、同項に第一号から第十六号までとして次の十六号を加える。

1 第23条第1項の規定による申請 の受理(宇都宮市の区域内に係る ものに限る。2から21まで、30、 31、33、34及び36から38までにお いて同じ。)	○					○			
2 第24条の規定による通報の受理	○					○			
3 第26条の2の規定による届出の 受理	○					○			

4 第26条の3の規定による通報の受理		○				○
5 第27条第1項から第3項までの規定による指定医の診察等		○	○			
6 第28条第1項の規定による通知		○	○			
7 第29条第1項の規定による入院措置	○					
8 第29条第3項（第29条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による告知	○					
9 第29条の2第1項の規定による緊急入院措置		○	○			
10 第29条の2の2第1項の規定による移送		○	○			
11 第29条の2の2第2項（第34条第4項において準用する場合を含む。）の規定による告知	○					
12 第29条の2の2第3項（第34条第4項において準用する場合を含む。）の規定による行動の制限		○	○			
13 第29条の4第1項の規定による入院措置の解除	○					
14 第29条の4第2項の規定による診察		○	○			
15 第29条の5の規定による届出の受理		○				○
16 第31条の規定による入院費用の徴収		○			○	

別表第三の二出先機関関係特定事項⑤保健福祉部より精神保健福祉センターの表三の項中「障害者自立支援法に」と「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に」と改め、同項第一号、第四号及び第十号並びに同表四の項中「障害者自立支援法施行令」と「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」と改め、別表第三の二出先機関関係特定事項⑤保健福祉部よりこころのケアセンターの表六の項中「障害者自立支援法に」と「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に」と改め、同項第一号中「障害者自立支援法施行令」と「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」と改め、別表第三の二出先機関関係特定事項⑥産業労働観光部より産業技術専門校の表三の項を次のように改める。

2 栃木県訓練手当 支給規則（昭和45 年栃木県規則第90 号）に基づく事務	1 第11条第2項の規定による認定			○	○				
	2 第12条及び第13条の規定による 訓練手当の支給			○	○				

別表第三二出先機関関係特定事項(6)産業労働観光部^イ産業技術専門校の表三の項第一号中「第4条」を「第8条」に改め、同項第二号中「第8条」を「第12条」に改め、別表第三二出先機関関係特定事項(7)農政部^イ農業振興事務所の表一の項第七号中「及び第64条第4項」を削り、別表第三二出先機関関係特定事項(7)農政部^イ

農業大学の表一の項第一号中 「

○	○	○	
---	---	---	--

」を「

	○	○	
--	---	---	--

」に改め、同項第二

号中「第8条」を「第9条」に、「入学金及び授業料」を「入学金等」に改め、別表第三二出先機関関係特定事項(8)県土整備部^ア土木事務所の表三十七の項中「土木建築工事」を「土木工事」に改め、同項第六号、別表第三二出先機関関係特定事項(8)県土整備部^イ下水道管理事務所の表二の項第六号及び別表第三二出先機関関係特定事項(8)県土整備部^ウ公園事務所の表四の項第六号中「第22条の8第1項第5号」を「第60条第1項第5号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(人事課)